

愛知県国際交流協会が「日系人相談コーナー」として外国人の相談対応を始めたのは、1991(平成3)年のことでした。2007(平成19)年には、より複雑な相談や支援に対応できるよう、愛知県からの委託で多文化ソーシャルワーカーが配置されるとともに、「多文化共生センター」として整備されました。2012(平成24)年には多文化ソーシャルワーカー事業は愛知県から移管され、当協会事業として運営してまいりました。

2019(平成31)年に、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律が施行され、政府においては、外国人材の受け入れ・共生のための取組を包括的に推進していくため、「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」を取りまとめました。日本人と外国人が安心して安全に暮らせるような社会を構築すること、外国人を孤立させることなく、社会の構成員として受け入れ、外国人が日本人と同様に公共サービスを利用できる環境を整備することが明記されています。

これに伴い、当協会においても、愛知県に住む外国人が安心・安全に暮らすことができるような地域を目指して、2019(平成31)年4月より、「あいち多文化共生センター」を発足させ、以降、対応言語の拡充、専門相談の実施、多文化ソーシャルワーカーの増員など、相談体制の充実を図ってきました。

外国人の相談対応を始めてから数多くの外国人や機関との関わりを通して、当協会では相談対応の知識や経験を蓄積してきました。諸機関の方々にも知っていただくとよいと考え、外国人の対応をする上で知っておくといふ知識やポイント等、外国人から寄せられる相談の多い結婚・離婚、子どもの教育、社会福祉についてまとめ、2016(平成28)年より2018(平成30)年にかけて『『多文化』ってこういうこと』を発行しました。反響は予想以上に大きく、様々な機関において多文化の視点を持って対応することを迫られていたという状況があったことが裏付けられたため、その後、改訂版である「相談員のためのハンドブック」を2020(令和2)年から4年の歳月をかけて発行してまいりました。

発行以降、行政機関、教育機関、福祉機関、医療機関など、多くの関係機関に活用していただいています。それだけでなく、研修の際のテキストとしてお使いいただくなど、活用の幅も広がっています。また、日本に住む外国人は今後も増えていくことは必至で、継続的な発行が必要であると考えられることから、今般、改訂第三版として発行することとなりました。

本年は、「子どもの教育編」です。教育に関する相談の多くは、子どもだけでなく、家庭全体を包括的に捉え、様々な機関や地域の人たちがかわり、支えていく必要があるものです。本冊子が、当協会を含めより多くの機関が連携し、問題を抱えている外国人が安心した生活を送ることに向けた環境づくりのヒントとなり、子どもが健やかな学校生活を送れるような地域づくりをするきっかけとなることを願っています。

本冊子は、外国人の対応をする上で知っておくといふ情報を掲載していますが、本来、人を「外国人」という属性で見るのは望ましいことではありません。日本人と同じ「人」であり、「私」は一人しかいないように、一人ひとりが固有な存在であるということを忘れずに接していただければ幸いです。

2025(令和7)年3月

公益財団法人 愛知県国際交流協会